

安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、安城市が発注する建設工事において、建設業における企業又は労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の週休2日への普及に向けた取組を試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 週休2日制を実施する工事(以下「週休2日制工事等」という。)は、次の各号に掲げる区分によるものとし、その要件は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発注者指定型 発注者が対象工事を指定することにより、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識の向上及び建設業へのPRを推進し、かつ、現場条件等によって工期延長が生じかねない不確定要素が少なく週休2日の確保が可能である対象期間が60日を超える工事とする。
- (2) 受注者希望型 受注者自らが取り組むことにより、労働環境改善に向けた意識の向上を図り、かつ、発注者指定型以外の対象期間が60日を超える工事とする。ただし、発注者が週休2日制の実施になじまないと判断した工事を除く。

(週休2日制の形式)

第3条 週休2日制工事等の形式は、次に掲げるとおりとする。

(1) 完全週休2日制工事

完全週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日に休工(現場事務所での事務作業を含め、作業を実施しない現場内の完全閉所をいう。ただし、安全管理のための現場巡視、地域貢献活動(現場見学会の実施、ボランティア活動等をいう。)への参加等は、現場内の完全閉所として取り扱うものとする。以下同じ。)を実施するものとする。

ア 対象期間 契約締結日の翌日から工事完了日(完了届提出日)までとする。

ただし、次に掲げる期間(以下「非対象期間」という。)を除く。

- (ア) 準備期間(契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間をいい、現場事務所等の設置、測量等に要する期間を含む。)
- (イ) 後片付け期間(施工を完了した日の翌日から工事完了日(完了届提出日)までの期間)
- (ウ) 夏季休暇(3日間)

(エ) 年末年始休暇(6日間)

(オ) 工場製作のみの期間

(カ) 工事事務等による不稼働期間

(キ) 天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間

イ 休工対象日 原則、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)とする。地元条件により、土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週(土曜日の場合はその直前の月曜日から金曜日まで、日曜日の場合はその直後の月曜日から金曜日まで)に振替休工を取得した場合は、休工と認めるものとする。ただし、振替休工は休工日の1週間前までに監督員と協議するものとし、天候(降雨、積雪等)により土曜日又は日曜日に作業を行い、振替休工を取得した場合は、休工と認めない。

(2) 週休2日制工事

週休2日制工事は、次の対象期間において休工対象日数の休工を実施するものとする。

ア 対象期間 第1号アに同じ。

イ 休工対象日 休工の曜日及び理由にかかわらず休工とした日とし、対象期間の全日数の28.5パーセント以上の日数とする。なお、天候(降雨・積雪等)により休工した日も、休工と認める。

(取組内容)

第4条 発注者指定型及び受注者希望型の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 発注者指定型

ア 受注者は、工事契約後、完全週休2日制工事又は週休2日制工事のいずれかの形式を選択するものとする。

イ 受注者は施工計画書を提出するまでに、形式を決定し休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。

ウ 監督員はイの協議があった場合には、工程を確認し、当該工事を完全週休2日制工事又は週休2日制工事とする旨を回答する

エ 受注者は毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するとともに、非対象期間を明示するものとし、監督員はこれを確認する。

オ 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(2) 受注者希望型

ア 受注者は、工事契約後、完全週休2日制工事、週休2日制工事又は週休2日制に取り組まないことのいずれかを選択するものとする。

イ 受注者は、週休2日制工事等に取り組む場合には、工事契約後、施工計画書を提出するまでに、形式を決定し休工の取得計画が分かるように実施工程表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。

ウ 監督員は、イの協議があった場合には、工程を確認し、当該工事を完全週休2日制工事又は週休2日制工事とする旨を回答する。

エ 受注者は毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するとともに、非対象期間を明示するものとし、監督員はこれを確認する。

オ 発注者が週休2日制工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(工事成績評定)

第5条 工事成績評定については、次のとおりとする。

(1) 完全週休2日制工事

ア 完全週休2日制工事においては、第3条第1号アの対象期間の全週間数に対する土曜日及び日曜日を休工とした週間数の割合(以下「完全週休2日取得率」という。)が90パーセント以上の場合には、工事成績評定において評価する。

イ 完全週休2日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 日曜日から土曜日までを1週間として算出する。

(イ) 非対象期間により、土曜日又は日曜日のいずれかが欠ける週は、0.5週間として算出する。

(ウ) 土曜日及び日曜日のほか、休日の休工は、1日当たり休工の週の0.5週間分として加算する。

ウ 工事成績評定は、工事成績評定表の「6. 社会性等 . 地域への貢献等 5. その他」において評価する。この場合において、完全週休2日取得率が90パーセントに満たない場合であっても、工事成績の減点を行わない。

(2) 週休 2 日制工事

ア 週休 2 日制工事においては、第 3 条の対象期間の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合（以下「休工割合」という。）が 28.5 パーセント以上の場合には、工事成績評価において評価する。

イ 工事成績評価は、工事成績評価表の「6. 社会性等 . 地域への貢献等 5. その他」において行うものとする。この場合において、休工割合が 28.5 パーセントに満たない場合であっても工事成績の減点を行わないものとする。

(取組証明)

第 6 条 前条第 1 号の規定により工事成績評価において評価した場合は、発注者は、工事目的物の引き渡し後に通知する検査結果通知書の検査結果欄に「完全週休 2 日制工事に取り組み、取得率〇%を達成した。」旨を記載し、取組証明とする。

(経費の補正)

第 7 条 週休 2 日制工事等の取組を推進するため、休工状況に応じて経費の補正を行うものとする。

2 経費の補正を行うに当たり適用する休工状況の適用区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、休工割合が当該各号に該当する場合とする。

(1) 4 週 8 休以上 休工割合が 28.5 パーセント以上の場合

(2) 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満 休工割合が 25 パーセント以上 28.5 パーセント未満

(3) 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満 休工割合が 21.4 パーセント以上 25 パーセント未満

3 経費の補正は、各経費に補正係数を乗じて行うものとし、休工状況の適用区分ごとの経費の種類及び補正係数は、次の表のとおりとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

(1) 公共建築工事積算基準を適用しない工事

休工状況の適用区分	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費	現場管理費	市場単価
4 週 8 休以上	1.05	1.04	1.04	1.06	補正対象及び補正係数は、別表 1 に定めるところによる。
4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	1.03	1.03	1.03	1.04	
4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	1.01	1.01	1.02	1.03	

(2) 公共建築工事積算基準を適用する工事

休工状況の適用区分	労務費	市場単価、補正市場単価及び物価資料
4週8休以上	1.05	補正対象及び補正係数は、別表2に定めるところによる。
4週7休以上 4週8休未満	1.03	
4週6休以上 4週7休未満	1.01	

4 公共建築工事積算基準を適用する工事の単価の補正方法は別表3に定めるところによる。

5 経費の補正及び変更契約は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

(1) 発注者指定型 当初設計から4週8休以上の達成を前提とした補正後の金額を用いることとし、休工状況を確認後、4週8休未満である場合には、補正分を減額し、変更契約するものとする。ただし、補正は、4週8休以上の場合のみ行うものとし、それに満たない場合は4週6休以上であっても行わないものとする。

(2) 受注者希望型 休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

(工事名)

第8条 発注者指定型で発注する工事は、原則として工事名の末尾に「(週休2日)」を記載するものとする。

(特記仕様書)

第9条 特記仕様書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 発注者指定型 「第〇条 本工事は、完全週休2日制・週休2日制工事(発注者指定型)の対象工事とする。なお、完全週休2日制・週休2日制工事については、「安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領(令和元年7月16日施行)」によるものとする。」旨

(2) 受注者希望型 「第〇条 完全週休2日制・週休2日制工事に取り組もうとする場合には、監督員とその可否について協議を行うものとする。なお、完全週休2日制・週休2日制工事については、「安城市完全週休2日制・週休2日制工事試行要領(令和元年7月16日施行)」によるものとする。」旨

(入札公告)

第 10 条 入札公告文には、次の各号に掲げる区分に応じ、原則として当該各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 発注者指定型 「本工事は、安城市完全週休 2 日制・週休 2 日制工事試行要領（令和元年 7 月 16 日施行）に基づく完全週休 2 日制・週休 2 日制工事（発注者指定型）の対象工事である。」旨

(2) 受注者希望型 「本工事は、安城市完全週休 2 日制・週休 2 日制工事試行要領（令和元年 7 月 16 日施行）に基づく完全週休 2 日制・週休 2 日制工事（受注者希望型）の対象工事である。」旨

(補足)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の安城市完全週休 2 日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 3 年 4 月 15 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の安城市完全週休 2 日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の安城市完全週休 2 日制・週休 2 日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の安城市完全週休 2 日制・週休 2 日制工事試行要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札公告又は指名通知を行う工事（入札公告又は指名通知によらないものにあつては、施行日以後に新規に契約する工事）（以下「入札公告等を行う工事」という。）から適用し、施行日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

別表 1 (第 7 条第 3 項関係)

週休 2 日制工事等における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数		
		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01

別表 2

(1) 建築工事

工 種	摘 要	4 週 8 休以上		4 週 7 休以上 4 週 8 休未満		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	
		新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正係数を示す。なお、記載が無い項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正係数を示す。

(2) 電気設備工事

工 種	摘 要	4 週 8 休以上		4 週 7 休以上 4 週 8 休未満		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	
		新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ポンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600 絶縁電線及び 600 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
設置工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

(3) 機械設備工事

工 種	摘 要	4 週 8 休以上		4 週 7 休以上 4 週 8 休未満		4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	
		新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数	新営 補正係数	改修 補正係数
保温工事	配管用、ダクト外用及び消音内 貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低 圧ファン-類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパ-等の取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21

別表 3

(1) 複合単価	
労務単価 ・ 公共工事設計労務単価 × 要領第 7 条の労務費の補正係数	
(2) 市場単価及び補正市場単価	
ア 新営工事	・ 市場単価 × 新営補正係数 ・ 補正市場単価 × 新営補正係数
イ 全館無人改修及び執務並行改修 (施工の作業効率の影響が無い場合)	・ 市場単価 × 新営補正係数 ・ 補正市場単価 × 新営補正係数
ウ 執務並行改修 (施工の作業効率が悪くなる場合)	・ 市場単価 × 改修補正係数 ・ 補正市場単価 × 改修補正係数
(3) 物価資料の掲載価格	
ア 新営工事	・ 物価資料の掲載価格 × 新営補正係数
イ 全館無人改修及び執務並行改修	・ 物価資料の掲載価格 × 改修補正係数

新営補正係数及び改修補正係数は、別表 2 の数値を示す。